

じりっかつどう 自立活動だより

あきたけんりつちようかくしえんがっこう
秋田県立聴覚支援学校

じりっかつどうぶ
自立活動部

令和6年月3月7日発行

ほちようき じんこうないじこうにゆうじ じよせい 補聴器や人工内耳購入時の助成について

しょうがいしゃそうごうしえんほう たいおう ほちようきこうにゆう ①障害者総合支援法に対応した補聴器購入

ほちようき しょうがいしゃそうごうしえんほう ほじよきん たいしよ
補聴器は障害者総合支援法による補助金の対象です。

しかし、すべての方が補助金の対象となる訳でなく、聴力が規定以下の場合に限られます。

しょうがいしゃそうごうしえんほう さだ ちようかくしよがいとうきゆう
～障害者総合支援法で定められている聴覚障害等級～



とうきゆう 等級	こうふきじゆん 交付基準
きゆう 6級	りようみみ へいきんちようりよく デシベルいじよ 両耳とも平均聴力レベルが70 d B以上。 かたみみ へいきんちようりよく デシベルいじよ たそくじ へいきんちようりよく または片耳の平均聴力レベルが50 d B以上、他側耳の平均聴力レベル デシベルいじよ ばあい が90 d B以上の場合
きゆう 4級	りようみみ へいきんちようりよく デシベルいじよ 両耳とも平均聴力レベルが80 d B以上。 りようみみ さいりよごおんめいりよとど い か または、両耳による最良語音明瞭度が50パーセント以下
きゆう 3級	りようみみ へいきんちようりよく デシベルいじよ 両耳とも平均聴力レベルが90 d B以上
きゆう 2級	りようみみ へいきんちようりよく デシベルいじよ 両耳とも平均聴力レベルが100 d B以上

こうど
高度
なんちようよう
難聴用

じゆうど
重度
なんちようよう
難聴用

しんたいしよがいしゃてちよう も ひと きじゆんがく わりふたん こうにゆう
※身体障害者手帳を持っている人であれば、基準額の1割負担で購入できます。

なんちようじほちようきこうにゆうひじよせいじぎよ あきたけん てんき ②難聴児補聴器購入費助成事業(秋田県のホームページより転記)

あきたけんない きよじゆう さいみまん じどう
○秋田県内に居住している18歳未満の児童

りようみみ ちようりよく げんそく デシベル デシベルみまん しんたいしよがいしゃてちよう たいしよ
○両耳の聴力レベルが原則として30 d B以上70 d B未満で、身体障害者手帳の対象とならない
こと。ただし、医師が装用の必要を認めた場合は、30 d B未満についても対象とする。

ほちようきこうにゆうひよ ほんたい でんち およ しゆうりひよ ぶん ていど しちようそん こうふ
⇒補聴器購入費用(本体・電池・イヤモールド)及び修理費用の3分の1程度を市町村に交付する。

ほか しちようそん じよせい かくしちようそん かくにん
※その他、市町村からの助成もあるため、各市町村へ確認してみてください。



じんこうないじたいがいぶそうちこうにゆうひじよせいじぎよ あきたし しよ せんき ③人工内耳体外部装置購入費助成事業(秋田市「障がい者のためのくらしのしおり」より転記)

じんこうないじ たいがいぶそうち かか よう ひよ いちぶ じよせい じよげん まんえん
○人工内耳の体外部装置の買い換えに要する費用の一部を助成⇒上限20万円

ちようかくしよがい しんたいしよがいしゃてちよう にんてい う じんこうないじそうようしよ
○聴覚障害による身体障害者手帳の認定を受けている人工内耳装用者

こうにゆうまえ しんせい ひつよう しょとくせいげん
○購入前の申請が必要 ※所得制限あり

あきたしがい しちようそん じよほう かくしちようそん たんとうか と あ
※秋田市以外の市町村の情報については各市町村の担当課へ問い合わせてください。



「障害者のくらしに関するしおり」について



市町村ごとに名前が違いますが、秋田市では左にある「障害者のためのくらしのしおり」となっています。自分が住んでいる市町村のしおりをぜひ確認してみてください。※ホームページに掲載しているところもあります。さまざまな情報が載っていますが、今回は秋田市のしおりの中から卒業後に役立つ情報を3つ紹介します。

①自動車税の減免

自動車税とは…自動車を所有している人が必ず払わなければいけない税金
減免を受けられる自動車⇒本人が運転する車、家族・介護者が運転する車



対象となる聴覚障害等級: 2級・3級

※4月1日現在、障害者本人が所有しているもの、4月1日以降、障害者本人が取得するものに
かぎ
限る

②NHK受信料⇒半額免除

NHK受信料とは…NHKと受信契約を結んでいる人が支払う料金のこと
視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳を持っている人が世帯主で
受信契約者の場合適用される。※一人暮らしをした場合、対象となるので覚えておくとよい



③外出や意思疎通の支援(利用料はすべて無料)

手話通訳者

対象者: 手話によるコミュニケーションが必要な方

※夜間および休日、病気や事故により手話通訳が必要となった場合でも対応可能



遠隔手話通訳サービス

タブレット端末やスマホを活用して手話通訳を行うサービス ※利用には予約が必要

対象者: 秋田市在住の手話通訳を必要とする聴覚障がい者等

利用時間: 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日、年末年始を除く)

要約筆記者

要約筆記とは?…話し手の内容の要点をつかみ、筆記(手書き)やパソコンを活用して内容を伝達
する聴覚障がい者の情報保障のひとつ

対象者: 要約筆記による情報保障が必要な方

